

# 「大阪市空家等対策協議会」 委員を公募します

「大阪市空家等対策協議会」とは

大阪市空家等対策協議会条例（平成27年12月18日制定 大阪市条例107号）に基づき設置された機関で、大阪市が空家等対策基本計画を策定するための議論をはじめ、空家等対策に係る様々な検討を行う協議会です。

今回、市民公募委員の任期満了に伴い、本協議会に参加いただける委員を公募します。

応募締切 令和4年6月30日（木）必着

大阪市空家等対策協議会事務局

〔 生野区役所 地域まちづくり課 〕

## 1. 委員の仕事

大阪市空家等対策協議会（年1回程度、平日の日中に開催）に出席していただき、市民の立場から、大阪市の空家等対策への幅広いご意見・ご提案をいただくことを予定しております。なお、本協議会は、学識経験者、各種団体等代表者、公募委員等、計20名の委員により構成されています。

## 2. 募集人数 2名

## 3. 任期 令和4年8月20日～令和7年8月19日（予定）

## 4. 応募資格 応募する方は、次の条件を満たす必要があります。

- （1）大阪市内に居住していること
- （2）大阪市の他の附属機関等の委員等でないこと
- （3）大阪市職員でないこと

※ 委員在任中に条件のいずれかに該当しなくなった場合、その資格を失うこととなります。

## 5. 応募方法

- ・このリーフレットの「大阪市空家等対策協議会委員応募用紙」に必要事項及び「小論文」をご記入のうえ、下記応募先へ郵送、FAX、またはメールでお送りください。
- ・小論文については、添付様式でなくても結構です。
- ・直接持参でも受け付けます。（9時00分～17時30分、土日・祝日を除く）

※ 応募用紙は、大阪市24区役所・市民局区政支援室区行政制度担当（市役所4階）・計画調整局建築指導部建築企画課（市役所3階）・都市整備局企画部住宅政策課（市役所6階）、市民情報プラザ（市役所1階）で配布しています。

生野区役所ホームページ（<https://www.city.osaka.lg.jp/ikuno/page/0000565646.html>）からも入手できます。

## 6. 応募期間

令和4年6月1日（水）～令和4年6月30日（木）必着

## 7. 選考

- ・公募委員の選考は、応募用紙・小論文による書類審査と面接をもとに行います。（ただし、応募者多数の場合には、書類審査による一次審査を実施する場合があります。）
- ・面接の日程等については、ご応募いただいた方に個別にお知らせします。
- ・結果につきましては、後日、文書により通知させていただきます。
- ・応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

## 8. その他

- ・委員に選ばれた方については、氏名を公表いたしますのでご了承ください。
- ・協議会に出席いただいた場合は、報酬をお支払いします。

## 9. 応募・問い合わせ先

大阪市生野区役所 地域まちづくり課

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

電話：6715-9009 FAX：6717-1163

メール：[to0002@city.osaka.lg.jp](mailto:to0002@city.osaka.lg.jp)